

【美咲町】
端末整備・更新計画

1 端末整備・更新計画

		2024	2025	2026	2027	2028
		R6	R7	R8	R9	R10
① 児 童 生 徒 数	1年生	80	83	79	62	68
	2年生	71	80	83	79	62
	3年生	100	71	80	83	79
	4年生	101	100	71	80	83
	5年生	86	101	100	71	80
	6年生	99	86	101	100	71
	7年生	99	99	86	101	100
	8年生	103	99	99	86	101
	9年生	93	103	99	99	86
	合計	832	822	798	761	730
② 予備機を含む整備上限台数		956	853	730	598	491
③ 整備台数（購入） ※予備機除く		80	83	79	62	68
③ 整備台数（リース） ※予備機除く		0	0	0	0	358
③ 整備台数（合計） ※予備機除く		80	83	79	62	426
④ ③のうち 基金事業によるもの		80	83	79	62	426
⑤ 累積更新率(%)		9	19	30	39	100
⑥ 予備整備台数		12	12	11	9	65
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		12	12	11	9	65
⑧ 予備整備率(%)		15	14	13	14	15

2 端末の整備・更新の考え方

端末の損傷率が加速度的に増加していることから、予備機による補填が間に合わなくなることが明白であるため、毎年度小学校課程新入学児童分を購入により更新整備する。途中転入者に関しては予備機にて対応する。

更新対象端末の OS サポート期限が令和 11 年 5 月 31 日であることから、令和 10 年度に 6 年生から 8 年生分を 3 年リースにより更新する。

3 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

原則、処分対象の端末は稼働不能となったものとする。ディスプレイの破損など一部部

品が破損した端末は、他端末の修理用部品として保管する。ただし、破損した部品は美咲町が設置する小型家電回収ボックスにより回収処分を行う。

通常使用しない端末や OS サポートが切れた端末は OS を載せ替え学校のみならず、図書館、児童館など幅広くインターネット閲覧用端末として使用する。

（更新対象端末）

令和 6 年度：92 台（うち、処分予定数 10 台）

令和 7 年度：95 台（うち、処分予定数 10 台）

令和 8 年度：90 台（うち、処分予定数 10 台）

令和 9 年度：71 台（うち、処分予定数 8 台）

令和 10 年度：491 台（うち、処分予定数 50 台）

4 端末のデータの消去方法

自治体職員が行う。

5 スケジュール（予定）

令和 7 年 4 月 新規購入端末の使用開始（令和 6 年度小学校課程入学者）

令和 7 年 9 月 新規購入端末の使用開始（令和 7 年度小学校課程入学者）

令和 8 年 9 月 新規購入端末の使用開始（令和 8 年度小学校課程入学者）

令和 9 年 9 月 新規購入端末の使用開始（令和 9 年度小学校課程入学者）

令和 10 年 9 月 新規購入端末の使用開始（令和 10 年度小学校課程入学者）

令和 10 年 12 月 OS サポート期限終了端末のリース契約締結

令和 11 年 4 月 新規購入・リース端末の使用開始

（令和 11 年度小学校課程入学者、中学校課程 1 年生から 3 年生）